

議案第2号

へき地手当等に関する規則の一部改正について

令和2年3月6日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

へき地学校、準へき地学校（以下「へき地等学校」という。）の統廃合等に伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

- (1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、所要の整備をすること。（第1条関係）
- (2) へき地学校の統廃合等に伴い、廃止される学校を削除すること。（別表第1関係）
- (3) へき地学校の統廃合等に伴い、指定基準を満たすこととなる学校を追加すること。（別表第2関係）

第3 施行期日（附則関係）

令和2年4月1日から施行すること。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(趣旨)				(趣旨)			
第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第25条の2、第25条の3及び第38条の規定に基づき、へき地手当等に関し必要な事項を定めるものとする。				第1条 この規則は、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第25条の2、第25条の3及び第36条の規定に基づき、へき地手当等に関し必要な事項を定めるものとする。			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
小学校				小学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]	宮古教育事務所	[略]	[略]	[略]
	川井小学校	[略]			川井小学校	[略]	
	大浦小学校	下閉伊郡山田町船越					
	轟木小学校	下閉伊郡山田町織笠					
	荒川小学校	下閉伊郡山田町荒川					
	小川小学校	下閉伊郡岩泉町袈綿			小川小学校	下閉伊郡岩泉町門	
	門小学校	下閉伊郡岩泉町門					
	田野畑小学校	[略]			田野畑小学校	[略]	
[略]				[略]			
中学校				中学校			
所管教育事務所	学校	所在地	級別区分	所管教育事務所	学校	所在地	級別区分
[略]				[略]			
宮古教育事務所	釜津田中学校	[略]	[略]	宮古教育事務所	釜津田中学校	[略]	[略]
	安家中学校	下閉伊郡岩泉町安家					
	[略]				[略]		
[略]				[略]			
[略]				[略]			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			

[略]			[略]		
中学校			中学校		
所管教育事務所	学 校	所在地	所管教育事務所	学 校	所在地
[略]			[略]		
宮古教育事務所	小本中学校	[略]	宮古教育事務所	<u>岩泉中学校</u> 小本中学校	<u>下閉伊郡岩泉町岩泉</u> [略]
[略]			[略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

へき地学校及び準へき地学校（以下「へき地等学校」という。）の統廃合に伴い、所要の改正を行うこと。

2 へき地手当等の概要

(1) へき地手当等の目的

教育の機会均等の趣旨に基づき、かつ、へき地における教育の特殊事情に鑑み、へき地教育に優秀な人材を確保し、へき地における教育振興と教育の水準の向上を図ろうとするもの。

(2) へき地手当等の概要

へき地手当等は、指定基準の合計点数により級別区分等が決定され、当該区分等に応じた支給割合が定められている。

級別区分等	5級	4級	3級	2級	1級	準へき地	指定※
支給割合	18%	15%	12%	9%	6%	3%	—
指定基準の 合計点数	200点 以上	160～ 199点	120～ 159点	80～ 119点	45～ 79点	35～ 44点	30～ 34点

※ 指定：へき地、準へき地と比較し、交通の条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない度合いが低い場合、へき地手当に準ずる手当のみ支給

① へき地手当

へき地等学校に勤務する教職員に対し、級別区分に応じ支給される手当

○ 手当額の算定方法：（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

② へき地手当に準ずる手当

へき地等学校への異動や勤務するへき地等学校の移転に伴い住居移転をした場合、6年以内の期間支給される手当（へき地手当との併給が可能）

○ 手当額の算定方法：（給料の月額＋扶養手当の月額）×3%

※ 異動等の日から起算して5年に達した後は1%の支給割合に減じる。

(3) へき地等学校の指定基準

へき地等学校は、当該学校の所在地のへき地条件の程度を測定する「基準点数」と、基準点数の算定方法では補足し難い特別のへき地条件を測定する「調整点数」を合計した「合計点数」により指定される。（6年ごとに見直しを実施。直近の見直しは平成27年に実施。）

※ 共同調理場は、最寄りの小・中学校の級別区分等により指定を行う。

3 改正の内容

(1) 別表第1（へき地学校）からの削除

【小学校】		改正前			改正後	
教育事務所	市町村名	学校名	廃止等	級別 区分等	学校名	級別 区分等
宮古	山田町	豊間根小学校	—	無	豊間根小学校 (統合)	無
		荒川小学校	廃止	1級		
		山田南小学校	—	無	山田小学校 (統合新設) ※現山田南小学校の位置	無
		大沢小学校	廃止	無		
		山田北小学校	廃止	無		
		織笠小学校	廃止	無		
		轟木小学校	廃止	1級		
		大浦小学校	廃止	1級		
	岩泉町	小川小学校	—	1級	小川小学校 (統合新設) ※現門小学校の位置	1級
		門小学校	廃止	1級		

(2) 別表第1（へき地学校）からの削除、及び別表第2（準へき地学校）への追加

【中学校】		改正前			改正後	
教育事務所	市町村名	学校名	廃止等	級別 区分等	学校名	級別 区分等
宮古	岩泉町	岩泉中学校	—	無	岩泉中学校 (統合)	準
		安家中学校	廃止	3級		

4 施行期日等

令和2年4月1日から施行すること。

〔経過措置について〕

所在地に変更がないへき地等学校について、改正により級別区分等が下がる学校又は無指定となる学校に引き続き勤務する職員については、見直し前に受けていたへき地手当等の月額を保障する経過措置を設けることとしているが、今回の改正においては該当なし。

5 参考（へき地教育振興法施行規則から抜粋）

【へき地学校等の指定基準に係る基準点数及び調整点数の算定要素】

基準点数の算定要素	最高点	調整点数の算定要素	最高点
駅又は停留所までの距離	40	飲料水の状況	10
旧総合病院までの距離	12	不健康地	20
病院までの距離	12	児童生徒の通学距離	10
診療所までの距離	12	図書館・博物館までの距離	10
高等学校までの距離	24	教員数	20
郵便局(簡易局含む)までの距離	12	分校	10
市町村教委(支所含む)までの距離	24	ブロードバンドサービス又は携帯電話	5
金融機関までの距離	12	都市近郊調整	△30
スーパーマーケットまでの距離	12		
市の中心地までの距離	12	基準点数の加点要素	最高 割増率
県庁所在地までの距離	12	交通機関の運行回数（1日8回以下）	1/2

通勤手当に関する規則等の一部改正について
(会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定に伴う所要の整備)

1 趣旨

会計年度任用職員制度関連条例規則の施行に向け、通勤手当に関する規則等の整備について検討するもの。

2 会計年度任用職員の給与等に関する条例

新規条例の附則において、次の3つの条例の一部改正を行っている。

- ・ **一般職の職員の給与に関する条例（昭和25年条例第48号）**
 第1条（趣旨） 会計年度任用職員に係る給与は適用範囲外とする旨規定すること。
第42条（非常勤職員の給与に関する規定） 条を**削除**すること。
 第43条の2（技能職員等の給与の種類及び基準） 技能職員等である会計年度任用職員に係る給与等は別に規定を設ける旨規定すること。
- ・ **市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和25年条例第49号）**
 第1条（趣旨） 給与条例の第1条と同じ。
第36条及び第37条 非常勤講師に対する報酬及び費用弁償についての規定を**削除**すること。
第38条 前2条を削除することに伴い、番号を詰め、同条を第36条とすること。
- ・ **職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年条例第57号）**
 第1条（趣旨） 給与条例及び等条例の第1条と同じ。
第19条（非常勤職員の勤務時間、休暇等） 条を**削除**すること。

削除された条文については、令和2年4月1日以降、会計年度任用職員の給与等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の規定によることとなるもの。

昨年7月に制定した会計年度任用職員の給与等に関する規則に加えて、附則による条例改正の施行に併せ、削除された規定・条番号が変わった規定を人事委員会規則において引用している箇所につき、所要の整備が必要となること。

3 岩手県法規集による被引用（廃止された規則を除く）の確認

- (1) 給与条例第42条（削除）
 - ア 期末手当及び勤勉手当に関する規則

第6条第2項第2号	(※1)
第12条第2項第3号	(※2)
 - イ 職員の育児休業等に関する規則

第10条第1項第3号	(※2)
------------	------
- (2) 等条例第36条（削除）
引用なし
- (3) 等条例第37条（削除）
引用なし
- (4) 等条例第38条（条番号の移動）
 - ア 通勤手当に関する規則 第1条
 - イ 管理職手当に関する規則 第1条

- ウ へき地手当等に関する規則 第1条
- エ 期末手当及び勤勉手当に関する規則 第1条
- オ 休職者の給与に関する規則 第1条
- カ 住居手当に関する規則 第1条
- キ 義務教育等教員特別手当に関する規則 第1条
- ク 管理職員特別勤務手当に関する規則 第1条
- ケ 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則 第1条
- (5) 勤務時間条例第19条（削除）
 - ア 職員の育児休業等に関する規則 第2条の3
第18条第2項 (※1)
 - イ 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則 第23条 (※1)

※1… 会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年人事委員会規則9号）の附則において削除等の対応済。ただし、期末手当等規則第6条に係る改正については、経過措置規定が不足している。

※2… 期末手当及び勤勉手当について、給与条例の適用を受ける非常勤職員として在職した期間は、「職員として勤務した期間」とはしないこととする規定であり、経過措置を設ける必要がある。

令和2年6月支給期：期末手当・勤勉手当の対象期間			
R 1. 12. 2～	～R 2. 3. 31	R 2. 4. 1～	～R 2. 6. 1
給与条例第42条に定める非常勤職員		会計年度任用職員条例の会計年度任用職員	

※ 給与条例第42条が削除されることから、該当条文を削除するが、令和2年6月支給期分については、手当の支給対象となる期間に「給与条例第24条の非常勤職員」であった期間がある職員が存在することが想定されることから、令和2年6月期の給与条例等適用職員の期末手当及び勤勉手当の在職期間からは除く必要がある。

※ 会計年度任用職員には期末手当は支給されるが、勤勉手当は支給されない。

4 対応案

通勤手当に関する規則等の一部改正により必要な規則の一部改正を行う。

ただし、へき地手当等に関する規則については、小中学校の統合に伴い所要の改正を行うことから、当該規則の一部改正により対応する。

5 施行日

令和2年4月1日